

別記様式第2号（別記2の第4関係）

鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止都道府県活動支援事業）の
事業実施状況報告（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては農林水産省農村振興局長〕
〔沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

〇〇県（都道府）知事

氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記2の第4の規定により、別添のとおり報告する。

（注） 関係書類として、別記1の別記様式第7号を添付すること。

(別記3)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

第1 事業の取組等

1 事業の取組

要綱別表3に定める事業種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 被害緊急対応型

鳥獣による農林水産業に係る被害を軽減するため、要綱別記3第1の1の被害防止計画の対象となっている市町村の区域（以下「市町村域」という。）において、被害防止計画に基づく有害捕獲を実施するものとする。

(2) 広域連携型

複数の市町村域を含む地域において、(1)と同様の被害防止対策を実施するものとする。

2 事業の目標

被害防止計画に掲げる鳥獣による農林水産業に係る被害の軽減に関する目標とする。

3 事業実施主体

要綱別表3の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会等とは、協議会、都道府県及び市町村（協議会の構成員に限る。）とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

要綱別表3の事業内容欄の「有害捕獲」については、関係法令を遵守し、安全を確保した上で、次に掲げる事項に要する経費に対する支援を実施できるものとする。なお、要綱第3の2の(1)鳥獣被害防止総合支援事業の有害捕獲及び要綱第3の2の(2)鳥獣被害防止都道府県活動支援事業の広域捕獲活動（有害捕獲）と重複して支援を受けることはできないものとする。

(1) 有害捕獲

(2) (1)により捕獲した個体の処理

2 補助対象経費

(1) 補助対象となる経費は、1の(1)及び(2)に直接要する次に掲げるものとし、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限る。

ア 有害捕獲に係る捕獲活動経費（有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限る。）

イ 捕獲個体の埋設・運搬経費（捕獲従事者自らが行う場合を除く。）

ウ 捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費（食肉処理する場合を除く。）

エ 支払事務に伴う捕獲現場での確認等のための経費

(2) なお、(1)のアの確認等に当たっては、次に掲げるところによるものとする。

ア 捕獲確認は、都道府県又は市町村の担当者（確認者）が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法（現地確認）を基本とし、確認

者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

イ 次に掲げる方法を参考に、捕獲個体が本対策の補助対象であると確実に確認できる方法を、地域の実情に応じて事業実施主体等が適切に定めるものとし、確認者は別紙に示す様式を参考に確認書を作成するものとする。

(ア) 捕獲個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真（1枚又は複数枚。なお、捕獲日については、捕獲個体にペンキ等で記入し、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体と一緒に撮影することにより示す。）

(イ) 捕獲個体又はその部位（獣類にあつては原則として尾、両耳及び牙、鳥類にあつては原則として両脚とするが、捕獲個体の状態等に応じて適切に取り扱うものとする。）

ウ 複数の者で捕獲する場合には、あらかじめ交付される経費の分配方法を定めるとともに、別紙に添付するものとする。

3 事業の委託

事業実施主体が都道府県の場合に限り、要綱別表3の事業内容欄の推進事業の一部の業務を他のものに委託することが合理的かつ効果的であると認められる業務については、都道府県知事が地方農政局長と協議を行い、地方農政局長が認めた場合に他のものに委託することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、事業実施に当たって、被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、農林水産省が作成した野生鳥獣被害防止マニュアルを参考にするとともに、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーその他の対象鳥獣の行動特性や被害防止対策に関する専門的知見を有する者の助言を受けるよう努めるものとする。

第3 交付率

要綱別表3の交付率の欄の農村振興局長が別に定める上限単価（有害捕獲に係る捕獲活動経費）は、次に掲げるとおりとする。

獣種	上限単価 (円/頭・羽)
イノシシ、シカ、クマ、サル及びカモシカ (幼獣は除く)	8,000
その他の獣類	1,000
鳥類（卵の採取を含む）	200

注1：各上限単価は、地域における農林水産業の被害状況等を勘案の上、上限単価の範囲内で単価を設定することができるものとする。この場合、予算と捕獲計画に見合った単価を設定することとし、捕獲が計画を上回る場合は、単価調整等の措置を講ずるものとする。

2：ただし、特定の鳥類について、事業を実施する地域における農林水

産業に係る被害がイノシシ、シカ、サル等の獣による被害より大きく、当該鳥類の捕獲強化をさらに図ることが地域の農林水産業に係る被害の軽減をより促進するために必要な場合には、都道府県知事は地方農政局長と協議の上、1羽当たりの捕獲経費の1/2に相当する額又は1羽当たり1,000円のいずれか低い額を上限として単価を設定できるものとする。

なお、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領（平成25年2月26日付け24生産第2870号農林水産省生産局長通知）第5の1の注2に基づき単価を設定している場合は、地方農政局長と協議したものとみなす。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成等

- (1) 要綱別記3の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画は、別表5の1に規定する事項を含めて作成するものとする。
- (2) 要綱別記3の第1の3の農村振興局長が別に定める都道府県計画は、別記1の別記様式第6号の別紙5により、要綱別記3の第1の2の広域都道府県計画にあっては、別記1の別記様式第9号により作成するものとする。
- (3) 要綱別記3の第1の3の提出及び同4の協議については、別記1の別記様式第1号により行うものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記3の第1の6の農村振興局長が別に定める都道府県計画及び広域都道府県計画の重要な変更とは、事業実施主体ごとの事業の新設、中止若しくは廃止又は事業実施主体の変更とする。

3 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、速やかにその旨を別記1の別記様式第5号により、その理由を具体的に明記した鳥獣被害防止総合対策交付金交付決定前着手届を作成し、広域都道府県計画に基づき事業を実施する事業実施主体にあっては地方農政局長に提出するものとし、それ以外の事業実施主体にあっては、あらかじめ都道府県知事の適正な指導を受けた上で、都道府県知事に提出するものとする。

第5 事業実施状況の報告

- 1 要綱別記3の第5の1の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、別表5の2に規定する事項を含めて作成するものとする。
- 2 要綱別記3の第5の1に定める広域都道府県計画に基づく事業の実施状況報告及び同第5の3の農村振興局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の9月末日までに、別記1の別記様式第2号により行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記 3 の第 6 の事業の評価は、要綱別記 1 の第 6 の事業の評価と併せて行うものとする。

(別紙)

* 確認書類受付日	平成 年 月 日	
** 捕獲確認月日	平成 年 月 日	
所 属	氏 名	確認印

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書

捕獲従事者 氏 名	獣種名	成獣・ 幼獣別	頭数	捕獲月日	捕獲場所 (住所等)	確認欄 (方法)

現地確認者		
所 属	氏 名	確認印

* 確認書類受付日は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」の提出を受け付けた日とする。

** 捕獲確認月日は、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲確認書」を捕獲活動経費支払のために確認した日とする。

注1：有害捕獲許可による捕獲に限る。

2：「捕獲場所」に住所等が記載できない場合には、捕獲場所を示す地図を添付すること。

3：「確認欄」は、現地確認の場合には「確認場所」を記載する。また、現地確認によらない場合には、捕獲個体の確認方法（捕獲個体又はその部位）を記入するとともに、写真を添付すること。

なお、写真は、捕獲個体全体と捕獲者が写っており捕獲場所が特定できる日付入り（1枚又は複数枚。なお、捕獲日については、捕獲個体にペンキ等で記入し、又はホワイトボード・黒板等に記入し、捕獲個体と一緒に撮影することにより示す。）とする。

4：複数の者で捕獲した場合には、交付額の分配方法を示した書類を添付すること。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における有害捕獲に係る捕獲活動
経費の分配方法について

平成〇年〇月〇日に実施する有害捕獲活動において交付される額の分配方法は、次
のとおりとする。

(分配方法)

捕獲従事者氏名	住 所	印

別表 5

1 事業実施計画の作成

区 分	事業実施計画に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体等に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名、目的 2 被害防止計画の作成状況等 被害防止計画の作成状況、他計画との連携、近隣市町村等との連携 3 事業実施体制 協議会の概要 4 事業に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容（捕獲計画の設定根拠含む。）、負担区分、獣種別単価及び予算が不足する場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携

2 事業実施状況の報告

区 分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体に係る項目 事業実施主体名、構成市町村名 2 推進体制に係る項目 推進体制の整備状況、近隣市町村等との連携 3 事業内容に係る項目 緊急捕獲活動の取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）及び事業費、予算が不足した場合の単価調整等の方法、鳥獣被害防止総合支援事業（推進事業・整備事業）・鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業・市町村単独事業等との連携 4 被害防止計画に係る項目 被害軽減目標及び捕獲計画の達成状況に関する事項

別記様式第1号(別記3の第5の2関係)

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業(広域都道府県域)の実施状況報告(平成〇〇年度報告)

1 事業費等(事業実施状況)

事業費	円		円	
		(うち補助金)	事業実施主体名	事業実施年度
				平成〇〇年度

2 農林水産等に係る鳥獣被害の現状と課題

(事業計画地区等における現状と課題について、数値等も用いて具体的に記述すること。)

3 事業実施主体が行った事業促進の取組

(上記の課題に対応させて記述すること。)

4 事業の実施状況を踏まえた今後の方向

(事業の実施状況を踏まえ、効率的、効果的な被害防除のための誘導方を記載する。)

5 捕獲実績の内容(鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業に係る部分)

(捕獲計画達成に向けた広域協議会としての体制や方針、効率的な捕獲実施のための単面の設定及び調整等の広域協議会としての対応状況等の事業実施状況を具体的に記載すること。)

(事業概要)

推進事業概要(有害捕獲)

別添

(別記4)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第1 事業実施主体

- 1 要綱別表4の事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、要領別記1の第1の4の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 地域リーダー育成研修事業

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を的確かつ効果的に実施するため、

- ①集落診断調査の指導や診断に基づく対策手法の提案を行い、地域の合意形成を図る技術を有し、地域ぐるみの対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（集落）
- ②森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）
- ③広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行うことにより計画的に育成する。

ア 地域リーダー（集落）育成研修事業

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（集落）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（集落）を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア)及び(イ)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物等の被

害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

イ 地域リーダー（森林）育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）を育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）を効率的に育成するため、全国7ヶ所以上でフィールド研修会を開催する。

（ウ）事業実施体制の検討

（ア）及び（イ）を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

ウ 鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

（ア）研修カリキュラムの作成

鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

（イ）研修会の開催

（ア）の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、座学とフィールド研修を主体とし、全国2ヶ所以上延べ16日以上で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業等の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- a 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- b 研修カリキュラムの作成
- c 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- d 研修対象者への周知方法
- e 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- f その他必要な事項

(2) 対策手法確立調査・実証事業

ア 新たな被害防止対策手法に関する調査

鳥獣被害防止対策に係る新技術や先進技術等について、全国4ヶ所以上で調査を行い、その効果を検証したものを報告書に取りまとめ、公表する。

イ 被害防止技術等に関する全国検討会の開催

鳥獣被害の現状と対策に係る普及啓発に資するため、アの調査課題に関する検討や、関連する技術等の展示を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）を開催する。

ウ 委員会の開催

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣の生態や最新の捕獲技術、被害防止対策等について専門的な知識や技術等を有する者等で構成される委員会を開催し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成するための具体的な方法
- (イ) アの調査対象の選定、調査方法及び取りまとめ方法等
- (ウ) 全国検討会の内容検討及び周知方法等
- (エ) 調査報告書の作成・配布・公表に関する事項
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(3) 利活用技術指導者育成研修事業

ア 研修カリキュラムの作成

捕獲した鳥獣の利活用に係る技術を普及するため、捕獲技術及び肉等の有効活用に係る知識並びに技術を有する技術指導者（以下「技術指導者」という。）を計画的に育成するための研修カリキュラムを作成する。

イ 研修会の開催

アの研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術指導者を効率的に育成するため、全国2ヶ所以上で研修会を開催する。

ウ 事業実施体制の検討

ア及びイを円滑かつ効率的に実施するために、捕獲した鳥獣の有効活用等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法
- (イ) 研修カリキュラムの作成
- (ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施
- (エ) 研修対象者への周知方法
- (オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価
- (カ) その他必要な事項

(4) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、野生鳥獣肉（ジビエ）等（以下「ジビエ等」という。）の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表4の採択要件4の（1）に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）を構築し、運営方針を協議するとともに、イ～エに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアムで検討の上、実施することができるものとする。

2 実施基準

- (1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。
- (2) 推進事業で実施する現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表6のとおりとする。

3 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

4 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表4の交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、116, 121千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業実施計画の作成

要綱別記4の第1の1の農村振興局長が別に定める事業実施計画の作成及び承認申請は、別記様式第1号によるものとする。

2 事業実施計画の重要な変更

要綱別記4の第1の2の農村振興局長が別に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とする。

第5 事業実施状況の報告

要綱別記4の第5の事業の実施状況の報告は、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第2号により農村振興局長に対して、事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

要綱別記4の第6の事業の評価は、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

別表6 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容
設 備 備 品	設備及び物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に要する経費
消 耗 品	原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の購入に要する経費
旅 費	資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等に要する経費
謝 金	資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃 金	資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために雇用した者等に対する実働に応じた対価
役 務 費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委 託 費	調査の実施及び取りまとめデータ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
請 負 施 行 費	請負人が仕様書又は実施計画書に基づき、事業の一部分を実施するのに要する経費
そ の 他	文献購入費、通信運搬費、印刷製本費、会場借料、自動車・資機材・施設等借上料、成果の発表に必要な経費、情報提供や普及啓発に必要な経費等

注：賃金の算定に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）の別添の3の直接作業時間数を把握するための書類整備については準じて事業従事者毎の業務日誌を整備すること。

別記様式第1号（別記4の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

平成〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の（変更）承認申請について

平成〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第1の1（別記4の第1の2）の規定に基づき、関係書類を提出する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④被害防止対策手法に関する調査 ⑤全国検討会の開催 ⑥報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他()	千円	千円	千円	
	計				

注：事業名の欄には、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的

3-1 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業以外の事業）

(1) 実施体制の整備

ア 委員会の概要

委員会の名称	委員の氏名	所属・専門分野	役割分担内容	備考

(注) 委員会の設置要領、関係機関との連携体制図を添付すること。

イ 委員会の開催計画（又は実績）

開催年月日	会議名	参加人数	内容	備考

ウ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

(2) 研修カリキュラムの概要

--

注1：研修カリキュラム（案）を添付すること。

2：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。

(3) 研修会の開催計画（又は実績）

開催年月日	開催場所	参加人数	研修内容	備考

注：地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業又は利活用技術指導者育成研修事業の場合に記載する。また、備考欄に周知方法を記載する。

(4) 被害防止対策手法に関する調査

調査・検証 時期	調査・検証 方法	調査・検証 対象	調査・検証の内容	備 考

注：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(5) 報告書の作成・配布

報告書等の作成・配布の考え方について記載する。

作成時期	規格・装丁	部数	配布方法

注：地域リーダー育成研修事業（集落）の場合に記載する。

(6) 全国検討会（全国鳥獣被害対策サミット）の開催

内 容	開催場所	参加規模等

注1：検討会開催及び技術等の展示及び周知方法について具体的に記載する。

2：対策手法確立・実証事業の場合に記載する。

(7) 鳥獣利活用推進支援事業との連携内容

連携内容	備考

3-2 事業の内容（鳥獣利活用推進支援事業）

(1) 鳥獣利活用推進コンソーシアムの構成及び役割分担

コンソーシアム構築時期		
構成団体等	構成団体等が果たす役割	備考

注：事業内容に照らし、コンソーシアムの構成員と役割分担を具体的に記載する。

(2) 鳥獣利活用推進コンソーシアムによる検討会開催計画

開催予定時期	検討内容	備考

(3) 事業実施計画

① 利活用推進に必要な取組

取組内容	事業実施計画（具体的な調査・検証手段）	担当する構成団体等
捕獲段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
処理加工段		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
供給段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
消費段階		
① . . .		
② . . .		
③ . . .		
その他事業	目的を達成するために必要な取組	
① . . .		
② . . .		
③ . . .		

注：第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

② 利活用推進に向けた普及啓発

普及啓発内容	普及啓発の対象及び具体的な方法	担当する構成団体等

注：第2の1の(4)に定める事業内容を踏まえ、実施計画を具体的に記載する。

(4) 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①・・・												
②・・・												
③・・・												

注：取組内容は(3)事業実施計画の取組内容と整合をとる。

(5) その他必要な取組

取組の必要性	取組の実施内容	担当する構成団体等

注：第2の1の(4)ア～ウのほか、事業目的を達成するために必要な取組があれば、記載する。

(6) 利活用技術指導者育成研修事業との連携内容

連携内容	備考

4 経費の配分及び負担区分

区 分	事業に要する経費 (又は要した経費) (A) + (B)	負 担 区 分		備 考
		交付金 (A)	自己資金 (B)	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	
合 計				

5 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

6 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金 2 自 己 資 金	円	円	円	円	
合 計					

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
鳥獣被害防止総合対策推進交付金 鳥獣被害対策基盤支援事業 ①地域リーダー育成研修事業(集落) ②鳥獣被害対策コーディネーター等 育成研修事業 ③対策手法確立調査・実証事業 ④利活用技術指導者育成研修事業 ⑤鳥獣利活用推進支援事業	円	円	円	円	
合 計					

注 区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記4の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（平成〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名 印

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19生産第9423号農林水産事務次官依命通知）別記4の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 1 〇〇事業については、地域リーダー育成研修事業（集落）、鳥獣被害対策コーディネーター等育成研修事業、対策手法確立調査・実証事業、利活用技術指導者育成研修事業又は鳥獣利活用推進支援事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 2 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この改正は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この通知は、平成25年5月16日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、平成27年4月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）一部改正新旧対照表
（下線部分は改正部分）

改正後	現行								
<p>(別記1) 鳥獣被害防止総合支援事業</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防止」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物・忌避資材の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>(別記1) 鳥獣被害防止総合支援事業</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 事業の内容等</p> <p>1 事業の内容</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事業内容欄の1の(1)の③「被害防止」については、次に掲げる事項を実施できるものとする。</p> <p>ア 犬等を活用した追上げ・追払いの実施、忌避作物の導入及び侵入防止柵・威嚇機材などの被害防止対策に必要な技術の実証</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(4)～(13) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>								
<p>別表1</p> <p>1 事業実施計画の作成</p>	<p>別表1</p> <p>1 事業実施計画の作成</p>								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 123 1093 1108">区分</th> <th data-bbox="1013 1108 1422 1422">事業実施計画に記載すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 123 1141 1108">推進事業</td> <td data-bbox="1093 1108 1422 1422"> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業実施計画に記載すべき事項	推進事業	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1013 1108 1093 2112">区分</th> <th data-bbox="1013 2112 1422 1422">事業実施計画に記載すべき事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1108 1141 2112">推進事業</td> <td data-bbox="1093 2112 1422 1422"> <p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業実施計画に記載すべき事項	推進事業	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p>
区分	事業実施計画に記載すべき事項								
推進事業	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p>								
区分	事業実施計画に記載すべき事項								
推進事業	<p>1～3 (略)</p> <p>4 事業に係る項目</p> <p>推進体制の整備状況、有害捕獲、被害防止、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩衝帯整備、誘導捕獲柵の導入、ICT等新技术実証ごとの取組内容（対象鳥獣、実施時期、事業内容）、負担区分、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業等他事業との連携</p>								

整備事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積、<u>ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活用・大規模緩帯整備・誘導捕獲柵</u> <u>わな導入・ICT 等新技术実証との連携、市町村単独事業</u> <u>等他事業との連携</u></p> <p>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理、<u>有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与及び費用対効果分析に関する項目</u></p> <p>5 (略)</p>
------	---

2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容に係る項目 <u>有害捕獲、被害防除、生息環境管理、サル複合対策、他地域人材活用、大規模緩帯整備、誘導捕獲柵</u> <u>わな導入、ICT 等新技术実証</u> <u>ごとの取組内容 (対象鳥獣、実施時期、事業内容、捕獲頭数) 並びに事業費、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業・鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業・市町村単独事業</u> <u>等他事業との連携</u></p> <p>4 (略)</p>
整備事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況、<u>有害捕獲活動の捕獲効率向上への寄与 (鳥獣被害防止施設を整備した場合、一体的に整備した捕獲施設等の種類、数量、対象鳥獣ごとの捕獲頭数等も明記)</u>、<u>ジビエ等利活用推進・サル複合対策・他地域人材活</u></p>

整備事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業に係る項目 施設名、対象鳥獣、事業費、負担区分、受益戸数、受益面積</p> <p>4 施設の位置、施設の図面、設備の概要、規模の妥当性、利用計画、維持管理及び費用対効果分析に関する項目</p> <p>5 (略)</p>
------	---

2 事業実施状況の報告

区分	事業実施状況報告に記載すべき事項
推進事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容に係る項目 <u>有害捕獲、被害防除及び生息環境管理</u> <u>ごとの取組内容 (対象鳥獣、実施時期、事業内容) 並びに事業費</u></p> <p>4 (略)</p>
整備事業	<p>1・2 (略)</p> <p>3 事業内容に係る項目 施設の概要、事業費、維持管理状況</p>

	用・大規模緩衝帯整備・誘導捕獲柵わな導入・ICT等新技術実証との連携、市町村単独事業等他事業との連携 4 (略)
--	---

	4 (略)
--	-------

3 事業評価の報告

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1～5 (略) 6 事業効果、評価に係る項目 <u>定量的な事業効果（他事業との連携状況や捕獲効率向上への寄与等も踏まえて記載すること）、定量的な経営状況、事業実施主体の評価</u>

3 事業評価の報告

区分	事業評価報告に記載すべき事項
推進事業及び整備事業	1～5 (略) 6 事業効果、評価に係る項目 <u>事業効果、経営状況、事業実施主体の評価</u>

別記様式第4号 (別記1の第6の2関係)

(中略)

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

1・2 (略)

3 実績及び改善計画

(改善計画は、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4・5 (略)

別記様式第4号 (別記1の第6の2関係)

(中略)

平成〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業）で取得又は効用の増加した施設等の利用に関する改善計画について

平成〇〇年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

1・2 (略)

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3か年の計画とし、下記の様式により作成すること。なお、要領に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

4・5 (略)

(新設)

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況				備考
			目標 (年)	基準年 度の実績 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	
被害防止計画 (被害の軽減 の目標)	被害金額 (千円)						達成率 (%)
	被害面積 (ha)						

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 各指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用実績に係る部分 (整備事業のみ記載)

区分	指標	事業実施後の状況				改善計画			
		計画 策定 時 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)	改善計 画策定 (年)	1年目 (年)	2年目 (年)	3年目 (年)
	利用量 (km、ha 等)								
	利用率 (%)								
	収支差								

(千円)									
収支率 (%)									
累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

別記様式第6号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)
 ○○県(都道府)計画(又は実績)

- I 事業内容
 1～6(略)
- (事業概要)(略)
 (事業の経費の配分)(略)
 (都道府県附帯事務費)(略)
- (別紙1)(略)
 (別紙2)(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要
- ※別添
 (別紙3)(略)
 (別紙4)
 1～4(略)

- 注1:取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。
 2: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成の上、進捗管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容を記載の上、参考資料等を添付すること。
 3: その他必要な参考資料等を添付すること。

(千円)									
収支率 (%)									
累積赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
 2 収支率は、収入／支出×100とする
 3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
 4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
 (新設)

別記様式第6号(別記1の第4の1、別記2の第3の1、別記3の第4の1関係)
 ○○県(都道府)計画(又は実績)

- I 事業内容
 1～6(略)
- (事業概要)(略)
 (事業の経費の配分)(略)
 (都道府県附帯事務費)(略)
- (別紙1)(略)
 (別紙2)(2)整備事業(鳥獣被害防止総合支援事業)の概要
- ※別添
 (別紙3)(略)
 (別紙4)
 1～4(略)

- 注:参考資料等があれば添付する。

(別紙5) (5) 緊急捕獲活動 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) の概要

※ 別添

II～V (略)

別記様式第7号 (別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係)
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害
防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告 (平成〇〇年度報告)

1～6 (略)

(事業概要) (略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2) (2) 整備事業 (鳥獣被害防止総合支援事業) の概要

※ 別添

(別紙3) (略)

(別紙4)

1～4 (略)

注1: 取組内容欄は具体的な内容及び積算等について詳細に記載すること。

2: 備考欄に捕獲実績 (鳥獣及び捕獲頭数) を記載すること。 なお、対象
鳥獣は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以
外はその他獣類及び鳥類で記載すること。

3: 事業費の50%を超えて委託する場合、都道府県が具体的な計画を作成
の上、進管理を適切に行うことができることが分かるよう取組内容
を記載の上、参考資料等を添付すること。

4: その他必要な参考資料等を添付すること。

(別紙5) (5) 緊急捕獲活動 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) の概要

※ 別添

(別紙5) (5) 緊急捕獲活動 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) の概要

※ 別添

II～V (略)

別記様式第7号 (別記1の第5の2、別記2の第4、別記3の第5の2関係)
鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業及び鳥獣被害
防止緊急捕獲活動支援事業の実施状況報告 (平成〇〇年度報告)

1～6 (略)

(事業概要) (略)

(事業の経費の配分) (略)

(都道府県附帯事務費) (略)

(別紙1) (略)

(別紙2) (2) 整備事業 (鳥獣被害防止総合支援事業) の概要

※ 別添

(別紙3) (略)

(別紙4)

1～4 (略)

注1: 参考資料等があれば添付する。

2: 備考欄に捕獲実績 (鳥獣及び捕獲頭数) を記載する。 なお、対象鳥獣
は、イノシシ、シカ、クマ、サル、カモシカを基本としそれら以外は
その他獣類及び鳥類で記載する。

(別紙5) (5) 緊急捕獲活動 (鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業) の概要

※ 別添

別記様式第8号 (別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

※ 別添

別記様式第9号 (別記1の第4の1、別記3の第4の1関係)
(略)

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績)) 関係

1～5 (略)

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村 名	整備地域	地域指定状況				中山間 地に該 当する か否か	備考
		山村	過疎	特農	半島		

(注) 1 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

2 中山間地に該当するか否かの欄は、5法指定地域のほか、沖繩、奄美群島、小笠原諸島、豪雪地帯対策特別措置法第2条第2項に基づき指定された特別豪雪地帯、旧急傾斜地帯農業振興臨時特別措置法第3条に基づき指定された地域又は受益地内の傾斜が平均15度以上の地域 (水田地帯を除く。)、農林統計に用いる地域区分の制定について (平成13年11月30日付け19等計第956号) において中間農業地域又は山間農業地域に分類されている地域のいずれかの地域に該当する場合は○印を記入すること。

(2) (略)

別記様式第8号 (別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係)

※ 別添

別記様式第9号 (別記1の第4の1、別記3の第4の1関係)
(略)

(別添1)

○鳥獣被害防止総合支援事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業 (広域都道府県域計画 (又は実績)) 関係

1～5 (略)

6 鳥獣被害防止総合支援事業の整備事業の内容

(1) 施設整備地域の地域指定状況

市町村 名	整備地域	地域指定状況				備考
		山村	過疎	特農	半島	

(注) 施設を整備する対象地域における地域の指定状況について、該当する区分欄に○印を記入すること。

(新設)

(2) (略)

<p>(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績） (略) (注) 1～3 (略)</p> <p>4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなや、その他の捕獲施設との一体的な整備内容を事業内容の欄に記載すること。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。</p> <p>(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績） (略) (注) 1～4 (略)</p> <p>5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。</p> <p>(5) 捕獲技術高度化施設の整備計画（又は実績） (略) (注) 1～4 (略)</p> <p>5 実施内容の欄は施設の整備内容に加え、各地域の有害捕獲活動（鳥獣被害防止総合支援事業の一斉捕獲、市町村単独事業などの鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業以外の捕獲を含む。）を進める際にその捕獲効率を高めるため、本施設整備がどのように寄与するか具体的に必ず記載すること（別紙による記載も可）。</p> <p>7～11 (略)</p>	<p>(3) 鳥獣被害防止施設の整備計画（又は実績） (略) (注) 1～3 (略)</p> <p>4 効率的な捕獲の促進に資するよう、スマートセンサー等のICTを用いたわなその他の捕獲施設と一体的な整備を図る場合には、その内容を記載すること。</p> <p>5 (略) (新設)</p> <p>(4) 処理加工施設（食肉利用等施設・焼却施設）の整備計画（又は実績） (略) (注) 1～4 (略) (新設)</p> <p>(5) 捕獲技術高度化施設 (略) (注) 1～4 (略) (新設)</p> <p>7～11 (略)</p>
<p>(別添2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））</p>	<p>(別添2) 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（広域都道府県域計画（又は実績））</p>